

認定社会福祉士制度
2023年度 認定社会福祉士更新研修 [試行研修]
受講者募集要項

「認定社会福祉士」は、5年ごとの更新が必要となっています。「認定社会福祉士」を更新するためには、「認定社会福祉士」としての教育・研究実績または、社会活動実績、スーパービジョンを受けた実績(2単位相当)、認められた機関での研修実績(8単位相当)が必要となります。

本研修は、「認定社会福祉士」の更新申請に必要な単位をパッケージ化し、本研修の修了(8単位相当)と、スーパービジョンを受けた実績(2単位相当)で、更新に必要な単位(10単位相当)を取得することができる研修となっています。

1. 到達目標

認定社会福祉士に必要な経験(質的基準)として示した「個別レベル」「組織レベル」「地域レベル」のうち、1つ以上のレベルについて、倫理綱領に基づき、理論やモデルを踏まえた高度な知識と熟練した技術を用いて相談援助実践が行えること、またその振り返りができること、さらにその言語化ができることを、到達目標としています。

2. 研修の流れ

区分	内容	備考
1. 自宅学習Ⅰ	課題1の作成・提出	受講申込
2. 受講決定	課題2等を提示	研修開始
3. 自宅学習Ⅱ	課題2の作成・提出	作成期間 約0.5か月間
4. オンライン研修	オンライン研修/課題を活用した演習 (知識等の確認、実践の振り返り) 実践課題発表(自身の実践課題の発表)	2日間
5. 自宅学習Ⅲ	課題3の作成・提出	作成期間 約1か月間
6. 修了判定	自宅学習Ⅰ、Ⅱ、オンライン研修に基づく総合評価	修了証の発行、研修終了

※ 本研修には、認定社会福祉士の更新申請に必要なスーパービジョン実績(受ける)2単位は、含まれておりません。

※ 認定社会福祉士を更新するためには、本研修の修了後、別途、認定社会福祉士の更新手続きが必要です。(＜参考資料＞「認定社会福祉士の更新申請について」参照)

3. 日時 2024年3月16日(土)～17日(日)：認定社会福祉士認証・認定機構運営

4. 開催方法 Zoomミーティング

5. 研修プログラム 別掲「2023年度 認定社会福祉士更新研修 研修プログラム(予定)」参照

6. 受講要件

次の①～③すべての事項を満たしていること

- ① 認定社会福祉士取得後3年以上が経過していること(効力の停止期間中の方を含む)
- ② 認定社会福祉士の更新申請に必要なスーパービジョン実績(受ける)2単位を取得済みであること
- ③ 課題「政策動向をふまえた自身の実践課題についてまとめる」を提出できること [※申込時に提出が必要です]

7. 定員 30名(申込者数が定員を超えた場合、抽選となります。先着順ではありません。)

8. 受講費 30,000円(税込)

9. 申込期日 2024年1月11日(木)～1月24日(水) 2月5日(月) 消印有効

※上記期間外の消印による申込は、受け付けることができませんので、ご注意ください。

10. 申込方法(郵送)

所定の「受講申込書」に必要事項を漏れなく記入し、必要な添付書類(認定社会福祉士登録証、記入した課題1「政策動向をふまえた自身の実践課題についてまとめる」)を添えて、以下の申込先へ送付してください。

受講申込書下段にある「チェック項目①」「チェック項目②」を必ずご確認ください。なお、受講申込書については、必ずコピーをお手元に保管してください。

11. 申込にあたってのご注意

- ① 受講要件を満たしていない場合や不足書類、書類不備がある場合には受付できません。
- ② 申込後にキャンセルする場合は、受講決定前でも必ず書面(郵便、FAX、メール)にてご連絡ください。
- ③ 受講費の振込先・振込期日は、受講決定通知にてお知らせします。期日までに受講費のお振り込みが確認できない場合は、キャンセル扱いとなる場合があります。
- ④ 自然災害の発生、当機構の通信状況の不具合等により、やむを得ず研修を中止する場合があります。中止の場合は、認定社会福祉士認証・認定機構ホームページの「お知らせ」に掲載します。

12. 受講可否の連絡

受講可否の連絡は、申込書に記載されたメールアドレスに2月9日(金)までにご連絡します。受講決定された方には、受講費の振込先やキャンセル等の扱い、課題2についてご連絡します。なお、受講可否の通知が2月13日(火)を超えても届かない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

13. 修了要件

課題が期日内にすべて提出されること、オンライン研修の全プログラムへ出席することを必須とし、そのうえで、提出された課題及びオンライン研修のすべてについて総合評価し、修了可否を判定します。課題が期日内に提出されない場合や、不備・不足がある場合、内容が一定の基準に満たない場合、オンライン研修における15分以上の遅刻・早退・途中退出等がある場合は、本研修を修了することはできません。

14. 主催 認定社会福祉士認証・認定機構(事務局:日本社会福祉士会)

15. 申込先 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
認定社会福祉士認証・認定機構(事務局:日本社会福祉士会)
※封書には「更新研修申込書在中」と明記してください。

16. 申込に関する問い合わせ先

認定社会福祉士認証・認定機構(事務局:日本社会福祉士会)

Tel:03-3355-6541 Fax:03-3355-6543 E-mail:kikou-jimu@jacsw.or.jp

2023 年度 認定社会福祉士更新研修 研修プログラム(予定)

区分	日程・会場	内容	
受講決定	～2月9日(金)	申込書に記載されたメールアドレスに受講の可否をご連絡します。	
自宅学習Ⅰ	提出締切(必着) 2月28日(水)	◆事前課題作成・提出 課題2: 自身の実践の特定場面における振り返り(プロセスレコード、エコマップ)	
	研修開催日の約 1週間前に公開	◆録画視聴(YouTube) 講義「知識等の確認」(160分) 講師: 藏野 ともみ氏(大妻女子大学教授) ※視聴後、映像内に含まれるキーワードの提出が必要です	
オンライン 研修 (Zoom)	日程① 3月16日(土) 3月17日(日)	◆1日目	
		時間	内容
		9:00～9:20	Zoom 受付
		9:20～9:30	開会挨拶・オリエンテーション
		9:30～12:00 (150分)	実践課題発表(研究実績)「政策動向をふまえた自身の実践課題についてまとめる」
		12:00～13:00	昼食休憩
		13:00～17:00 (240分)	講義・演習「プロセスレコードを活用した SV①」 講師: 渡辺 裕一 氏(武蔵野大学)
		17:00～18:00	予備時間(※)
		◆2日目	
		時間	内容
13:00～13:10	Zoom 受付		
13:10～16:40 (210分)	講義・演習「プロセスレコードを活用した SV②」 講師: 渡辺 裕一 氏(武蔵野大学)		
16:40～17:10 (30分)	課題3の説明		
17:10～17:20	閉会挨拶		
17:00～18:00	予備時間(※)		
		◆協力講師(調整中)	
自宅学習Ⅱ	オンライン研修 終了後 2日以内に 視聴	◆録画視聴(YouTube) 講義「事後課題の説明」(30分) 講師: 藏野 ともみ氏(大妻女子大学教授)	
	提出締切(必着) 4月18日(木)	◆事後課題作成・提出 課題3: 自身の実践の特定場面における振り返り(プロセスレコード)	

※本研修では、通信障害等に備えて予備時間を設定しています。オンライン研修当日は 18:00 まで参加できるようご準備ください。

<参考資料>

認定社会福祉士の更新申請について

認定社会福祉士を更新するためには、更新研修修了後、認定社会福祉士認証・認定機構（以下「機構」）への認定社会福祉士更新申請（以下「更新申請」）が必要となり、機構の更新申請に合格した後、認定社会福祉士登録機関（日本社会福祉士会）に登録手続きを行うことで引き続き「認定社会福祉士」を名乗ることができます。

更新申請の受付期間は、毎年9月1日～9月30日（消印有効）までとなっております。申請書類や申請方法等については、機構ホームページの「認定社会福祉士（更新申請）」のページをご覧ください。また、更新登録手続きについては、日本社会福祉士会ホームページの「社会福祉士の皆様へ」の中の「認定社会福祉士・認定上級社会福祉士とは」のページをご覧ください。

更新研修の修了をもって認定申請ができる分野は1分野に限り、複数分野の認定を受ける場合は、認定社会福祉士取得後に、別に定める分野の追加要件を満たし、分野追加の申請をすることが必要になります。分野の追加要件や申請方法等については、機構ホームページの「認定社会福祉士（分野追加）」のページにてご確認ください。

【認定社会福祉士の定義】（認定社会福祉士認定規則第2条から抜粋）

社会福祉士及び介護福祉士法に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心とした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者をいい、次の各号に掲げる役割を果たす。

- (1) 複数の課題のあるケースの対応を担当する。
- (2) 職場内でリーダーシップをとる。実習指導など人材育成において指導的役割を担う。
- (3) 地域や外部機関との対応窓口となる（窓口として緊急対応、苦情対応などに関わる。）
- (4) 関連分野の知識をもって、他職種と連携する。職場内でのコーディネートを行う。組織外に対して自分の立場から発言ができる。

【認定社会福祉士の更新要件】 次のすべてを満たしていること

- (1) 認定社会福祉士であること
- (2) 申請時に更新する分野での相談援助実務経験が、過去5年以内に2年以上あること
- (3) 申請時に認められた機関での研修（10単位）を受講修了していること
- (4) 定められた実績があること

■上記(3) 相談援助実務経験の範囲

- ①原則として、厚生労働省の通知に定める相談援助実務経験
- ②認定社会福祉士認証・認定機構が定める業務の範囲
 - ア) 矯正施設における相談援助を行っている職員、社会復帰促進センターにおける相談員
 - イ) 一定の要件を満たす独立型社会福祉士事務所として（公社）日本社会福祉士会の独立型社会福祉士名簿に登録している者
 - ウ) ①に定める指定施設機関における管理職（常勤の役員、施設長、事務局長などを含む）
 - エ) 公的機関（公的機関から業務委託を受けた施設機関の受託事業も含む）における相談員
 - オ) 民生委員・児童委員、保護司、家庭裁判所の調停委員
 - カ) 専門職後見人、保佐人、補助人及び成年後見監督人（専門職後見人とは、権利擁護センターぱあとに名簿登録をすることが必要であり、実務経験として扱うことができる期間は、名簿登録期間ではなく受任をしている期間となります。）
- ③前記①に定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助を行っているとして認定申請前に機構に照会し承認されたもの（照会制度については、機構ホームページをご参照ください）